

令和2年度

第1回芽室町議会モニター会議次第

日時：令和2年11月19日（木曜）
18:30～20:00
場所：中央公民館2階講堂

1 開 会

挨 拶 早苗 豊 議長

2 議会モニターと議員との意見交換

①本日の意見交換の趣旨について

議会運営委員長 梶澤 幸治

②ワークショップ（グループごとにディスカッション）

3 情報共有

進行・総括： 議会運営委員長 梶澤 幸治

4 閉 会

挨 拶 常通 直人 副議長

司会・進行 議会運営委員会副委員長 中村 和宏

令和2年度
第1回芽室町議会モニターアクション会議資料

令和2年11月19日
芽 室 町 議 会

意見交換会（ワークショップ）進行次第

■ワークショップ「テーマ」

①:読みたくなる議会だより
参考資料 ①

②:コロナ禍に感じたこと
参考資料 ②-1～②-3

- 1 ファシリテータ（司会・進行者）あいさつ
記録者（模造紙など）、発表者（グループファシリテータが行って也可）の決定。
- 2 テーマ①②の時間配分を決定 (5分)
- 3 進行案とテンプレートを活用してディスカッション (60分)
- 4 テンプレートを活用して発表 (各グループ5分)

※グループによって時間配分が異なりますので、
途中、残り時間を適時お知らせします。

R2 第1回議会モニター会議意見交換会
 グループ編成
 (各モニターのグループ割り付けは当日までに調整)

A

正村紀美子	委員長
西尾一則	委員
中村和宏	委員
堀切 忠	委員
	モニター

総務・経済グループ

B

鈴木健充	副委員長
柴田正博	委員
黒田栄継	委員
	モニター
	モニター
	モニター
	モニター
早苗 豊	議長

C

立川美穂	委員長
常通直人	委員
寺町平一	委員
橋本和仁	委員
	モニター

厚生・文教グループ

D

渡辺洋一郎	副委員長
広瀬重雄	委員
梶澤幸治	委員
中田智恵子	委員
	モニター
	モニター
	モニター
	モニター

令和2年度
芽室町議会 議会モニターニ名簿

氏 名	住 所 (地 区)	備考
秋葉 秀明	(五条町)	新
雨山 理恵	(愛生町)	再
池戸 朋弘	(高岩)	再
石田 幸治	(泉町)	再
太田 貢	(上美生)	再
佐藤 渉	(青葉東)	新
篠原 淳一	(西町)	再
島部 弘子	(毛根)	再
珠玖 謙一	(中央町)	再
鈴木 賢	(美生)	再
鈴木 美幸	(錦町)	再
土井 槟悟	(関山)	再
中田 照子	(曙町)	再
畠山 大輔	(中伏古)	再
福田 清貴	(上伏古)	再
藤井 信二	(共栄)	再
渡邊しのぶ	(弥生中央町)	再
渡辺 洋志	(弥生西町)	再

任期：令和2年7月1日～令和3年6月30日
(五十音順)

芽室町議会モニター設置要綱

(平成24年3月30日制定)

(目的)

第1条 この要綱は、芽室町議会モニター（以下「町議会モニター」という。）を設置することにより、町民からの要望、提言、その他の意見を広く聴取し、芽室町議会（以下「町議会」という。）の改革・活性化の推進及び政策提案機能を強化することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民 本町の区域内に居住する者をいう。
- (2) 会議 町議会の本会議、常任委員会、特別委員会及び町議会議長（以下「議長」という。）の下に設置する組織等をいう。

(定員)

第3条 町議会モニターの定員は、20人以内とする。ただし、議長が必要と認めたときは増員することができる。

(資格)

第4条 町議会モニターは、次の各号に定める要件を満たす者とする。

- (1) 年齢満18歳以上の町民であり、かつ、芽室町職員、議員又は各種行政委員でないこと。
- (2) 町議会のしくみ及び運営に関心があること。
- (3) 町政及び地域社会の発展に関心があること。

(募集方法)

第5条 町議会モニターは公募とする。ただし、議長は適当と認めた団体等に対し、適任者の推薦を依頼することができる。

(委嘱)

第6条 町議会モニターは、公募者及び推せん者のうちから議長が委嘱する。

2 議長は、前項の規定による町議会モニターの委嘱に当っては、町議会モニターの年齢・居住地等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

(解任)

第7条 町議会モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、議長は当該町議会モニターを解任できるものとする。

- (1) 第4条に規定する資格を失ったとき。
- (2) 町議会モニターから辞任の申し出があったとき。

(3) その他議長が必要と認めたとき。

(任期)

第8条 町議会モニターの任期は1年とし、再任を妨げない。

(謝礼)

第9条 町議会モニターは無償とする。ただし、議長が必要と認めたときは、支給することができる。

(職務)

第10条 町議会モニターは、次の各号に定める職務を行うものとする。

- (1) 会議（非公開で行われるもの）を傍聴し、当該会議の運営に関する意見を文書（電子メールを含む。以下この条において同じ。）により提出すること。
- (2) 「芽室町議会だより」及び「芽室町議会ホームページ」などに関する意見を文書により提出すること。
- (3) 議会の政策提案に関すること。
- (4) 議長が依頼した町議会の運営に関する調査事項に回答すること。
- (5) 町議会議員と1年に2回以上、意見交換を行うこと。
- (6) その他議長が必要と認めたこと。

(提言等の取扱い)

第11条 町議会モニターから提言等が提出されたときは、議長は必要に応じ関係する会議に当該提言等を送付し、当該会議において検討させるものとする。

2 前項の規定による検討結果は、原則として当該提言等を提出した町議会モニターに通知するとともに、議長が別に定める方法により公表するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成24年12月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成27年7月1日から施行する。